

(別添書類第1号)

使用の認可を申請する理由を記載した書類

(別添書類第1号) 使用の認可を申請する理由を記載した書類

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）第14条第2項第1号で規定される「使用の認可を申請する理由を記載した書類」である。

1. 事業が法第4条各号に掲げるものであること

淀川水系寝屋川は、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定に基づく一級河川の指定を受けており、河川法が適用される河川である。また、寝屋川流域では、急激な都市化により雨水の流出形態が激変した一方で、河川の拡幅等の改修工事が都市化の進展のために事実上不可能であることから、河川法第16条の2に基づく河川整備計画において寝屋川北部地下河川を位置付け、地下空間を流路や地下調節池として利用することにより浸水被害等の軽減を図るものである。よって、本申請に係る事業は、大深度地下の公共的利用に関する特別措置法第4条第2号に掲げる、河川法が適用される河川に関する事業である。

2. 事業計画の内容（目的）

寝屋川流域は、大阪市東部を含む12市（大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市）にまたがっており、その面積は267.6km²（東西約14km,南北約19km）で、東側を金剛生駒紀泉国定公園に指定されている生駒山地、西側を大阪城から南に伸びる上町台地で区切られ、北側と南側は淀川と大和川に囲まれている。

現在の寝屋川流域付近は、約7,000～6,000年前には生駒山麓まで入海であり、その後、淀川、大和川の度重なるはん濫や生駒山地からの流送土砂の堆積により、次第に陸化していき、後には河内平野と呼ばれる排水の悪い低湿地が形成された。その後、安土桃山時代には、淀川左岸の堤防の修築が行われたことにより淀川と寝屋川が分離された。また江戸時代には、庄屋中甚兵衛らの尽力で大和川の付替工事が行われたことにより、ほぼ現在の寝屋川流域が形成された。

流域の源は、流域の東縁に構える生駒山地に発している。上流域では、生駒山地を源とする支川の水を集めながら、寝屋川と恩智川が山に並行するように流れており、大東市住道で合流している。中流域及び下流域に入ると、寝屋川は、古川及び第二寝屋川と合流し、流域の唯一の出口である京橋口（大阪市中央区）を経て、流域外の旧淀川（大川）に合流する。旧淀川（大川）に合流した後は、大阪の中心部である中之島を経て西大阪地域に入り、大阪湾に注いでいる。

土地利用については、大阪市をはじめとする経済活性地域へのアクセスの利便性等から昭和30年代から市街地の拡大が顕著になり、中小企業が集積するとともに生駒山地の麓まで住宅地が形成されているなど市街化の進展した地域となっている。

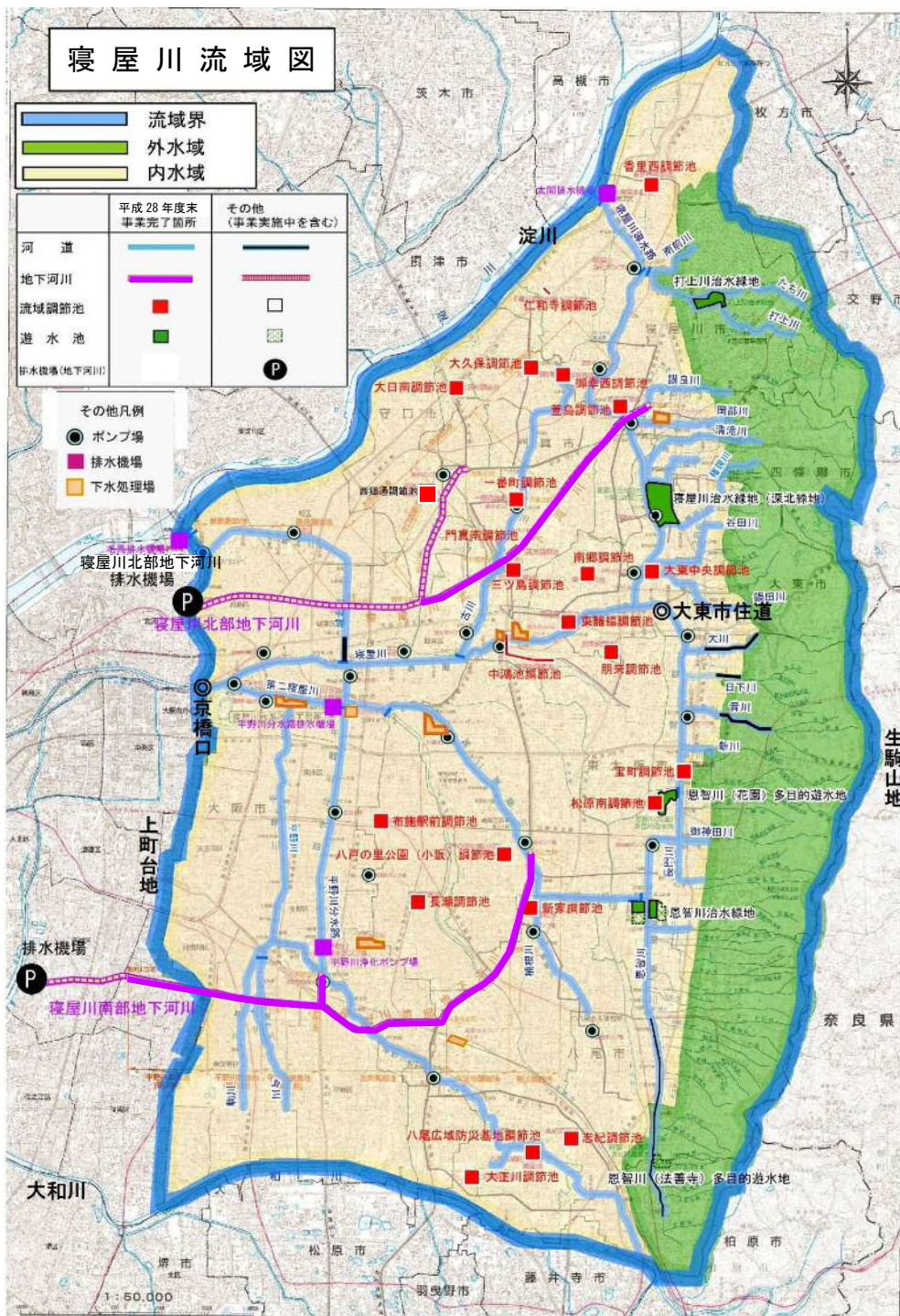


図-1.1 寝屋川流域図

寝屋川流域は全般的に低平地であり、流域の約75%にあたる地域の地盤が河川水面より低く、降った雨が直接河川に流入できずにポンプにより排水する“内水域”となっている。また、川の水位が大阪湾の潮位により変動するいわゆる“感潮河川”であり、その区域は生駒山麓近くまで及んでいる。その上、流域内河川の河床勾配は1/4,000～1/10,000と緩く、さらに当流域の最下流端の京橋口が非常に狭小であるため、一度降雨があればなかなか流れ出ない典型的な緩流河川となっている。さらに、流域の急激な都市化により保水・遊水の役割を果たしていた田畑等が著しく減少するとともに、地下水の過剰な汲み上げ等による著しい地盤沈下によって排水は一層困難となり、集中豪雨のたびに、いわゆる都市型水害の浸水被害に見舞われてきた。平成以降は河川改修も進んだことから、過去に大規模な被害をもたらした降雨と同等もしくはそれ以上の降雨が降っても、被災家屋数は概ね1万戸以下となっているものの、近年においても依然浸水被害が発生しており、平成23年8月27日の局地的豪雨では、床上浸水93戸、床下浸水1,499戸の浸水被害が、平成24年8月14日の局地的豪雨では、床上浸水2,554戸、床下浸水17,080戸の浸水被害が、平成25年8月25日の局地的豪雨では、床上浸水17戸、床下浸水887戸の浸水被害が発生している。

このような浸水被害に対応するため、昭和63年に総合治水対策特定河川の指定を受け、平成2年に流域整備計画を策定し、平成18年には流域全体で総合治水対策を推進するため特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく特定都市河川流域に指定したところであり、現在は、淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画（以下、河川整備計画という）の認可に基づき、治水対策を進めているところである。

寝屋川流域では、戦後最大実績降雨（八尾実績降雨）に対応するため、流域整備計画に基づく基準点（京橋口地点）における流域基本高水流量（2,700 m³/s）を設定し流量分担計画を定め、河川管理者による治水対策と併せて、下水道管理者や地域住民などと協力しながら流域の治水安全度を高めていくという総合治水対策を進めている。また、流域基本高水流量の内、河川及び下水道などで実施する洪水などの処理量を基本高水流量（2,400 m³/s）と呼び、河川及び下水道の施設整備を進めている。

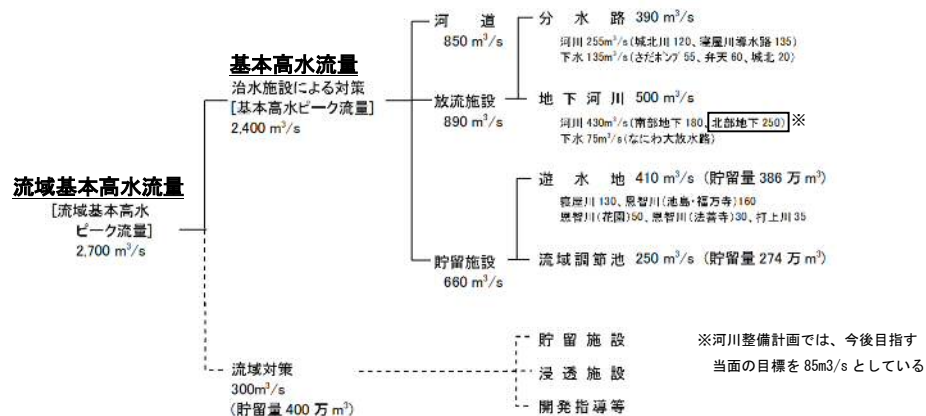


図-1.2 寝屋川流域整備計画における洪水処理計画

寝屋川北部地下河川は、延長約14.3kmの地下河川を整備するもので、寝屋川北部地下河川排水機場から讃良立坑までの本川（延長約11.2km）と、本川途中に位置する鶴見立坑から松生立坑までの支川（延長約3.1km）より構成される。

本線の鶴見立坑から讃良立坑までの区間については完成済みであり、一時貯留施設として暫定供用している。また、枝線の鶴見立坑から松生立坑までの区間については現在事業中である。寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑までの区間は事業未着手である。

本申請書においては、寝屋川北部地下河川のうち完成済みおよび事業中の区間を除く、寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑の整備事業を全体計画と位置づける。

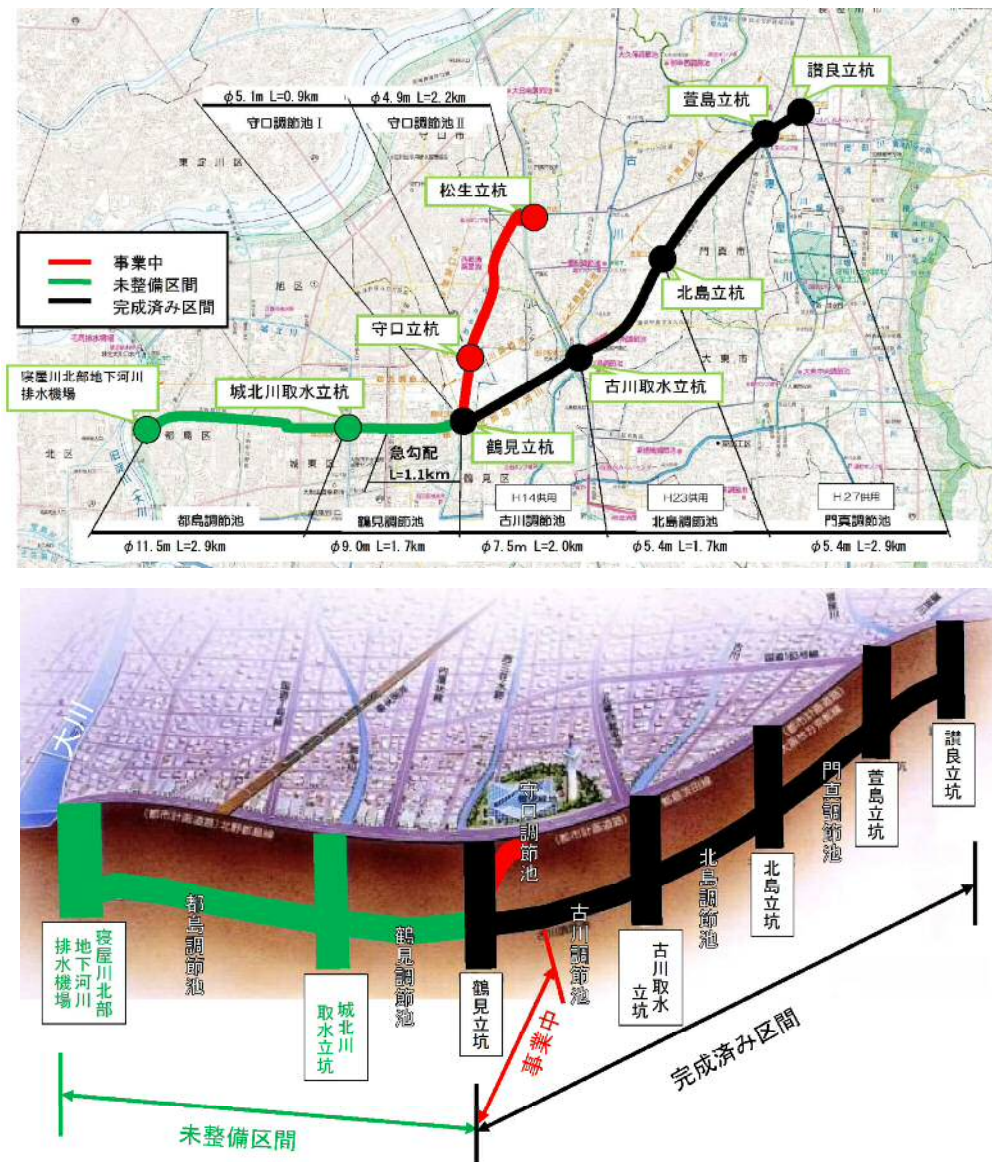


図-1.3 寝屋川北部地下河川完成イメージ

表-1.1 全体計画の整備対象区間と整備内容

区 間	整 備 内 容
つるみ 鶴見調節池 (1.7km)	城北川取水立坑から鶴見立坑までの整備を行います。地下河川が完成するまでの間は暫定的に約 11 万 m ³ の雨水を貯留することにより流域の浸水被害の軽減を図ります。
みやこじま 都島調節池 (2.9km)	城北川取水立坑から都島立坑までの整備を行います。地下河川が完成するまでの間は暫定的に約 30 万 m ³ の雨水を貯留することにより流域の浸水被害の軽減を図ります。
ねやがわほくぶち かかせん 寝屋川北部地下河川 排水機場	寝屋川北部地下河川として供用するため、旧淀川(大川)へ約 85m ³ /s の排水を行う排水機場を築造します。

今回申請を行う事業区域は、寝屋川北部地下河川の事業未着手区間である寝屋川北部地下河川排水機場～鶴見立坑間のうち、上面の都市計画道路（広路 8 都島茨田線）の事業化の時期が明らかとなっていない一部区間及び寝屋川北部地下河川排水機場から（主）市道赤川天王寺線（都島本通交差点）区間である。

本事業により寝屋川北部地下河川が完成することで、寝屋川北部地下河川は一時貯留施設としての機能だけではなく、計画高水流量 85 m³/s の洪水処理が可能となり、寝屋川流域における浸水被害の軽減が見込まれる。なお、寝屋川地下河川の洪水処理計画は 250 m³/s であるが、河川整備計画において、寝屋川北部地下河川の今後 30 年程度で目指す当面の目標を 85 m³/s としているため、本申請においても、寝屋川北部地下河川排水機場の排水能力は、85 m³/s としている。

【本事業区域】

・事業区域①

大阪市都島区中野町五丁目・都島本通二丁目地内

（寝屋川北部地下河川排水機場～（主）市道赤川天王寺線（都島本通交差点））

延 長 約 0.3 km

・事業区域②

大阪市城東区野江三丁目・野江四丁目・成育三丁目・成育二丁目・関目一丁目・関目二丁目地内

（市道片町野江森小路線（野江 4 交差点）～城北川取水施設）

延 長 約 1.4 km

・事業区域③

大阪市城東区古市一丁目地内

（城北川取水施設～国道 4 7 9 号（花博記念公園西口交差点））

延 長 約 0.5 km

3. 使用認可の申請に至った経緯

寝屋川北部地下河川は、これまで既存都市計画道路等を占有して整備を進めているが、本事業区域直上の都市計画道路は事業化時期が未定となっていることから、地下河川の整備は進んでいない。全体計画4.6kmのうち、都市計画道路等の公共用地を占有して整備する区間が4.3kmであり、地下河川単独で整備する区間は0.3kmである。

都市計画道路等の公共用地を占有する区間4.3kmのうち、都市計画道路等が事業化している区間は2.4kmで、事業化されていない区間は1.9kmとなっている。

地下河川を一時貯留施設から本来の目的である放流施設にするために、都市計画道路が事業化されていない区間1.9kmの事業化を待たずに地下河川単独で整備を進める場合は、用地取得や区分地上権設定を行う必要があり、工事着手までに長期間を要する。

このようなことから、都市計画道路の事業進捗に捉われることなく、早期に寝屋川北部地下河川を放流施設として供用するため、都市計画道路が事業化されていない区間1.9kmと河川単独で整備する区間0.3kmを合わせた2.2kmの区間について、大深度地下の使用を検討することとした。

大深度地下の使用に向けて、ルート・構造、大深度地下の特定、事業施行に伴う環境保全対策について、学識経験者からなる大阪府河川構造物等審議会（大深度地下使用検討部会）を設置し、審議等を諮った結果、妥当との答申を受けている。

以上のように、本事業の大深度地下を使用する妥当性と実現可能性が確認できたことから、寝屋川北部地下河川における大深度地下使用認可を申請するものである。

4. 事業施行に関する免許、許可又は認可等

寝屋川流域は、河川法に基づき昭和63年に総合治水対策特定河川に指定され、平成2年度、寝屋川流域整備計画を策定し、平成7年度、寝屋川北部地下河川改良工事について、河川法第79条に基づく認可（全体計画書）を受けた。その後、平成9年度の河川法改正を受け、平成14年度には、河川法第16条の2に基づく河川整備計画において、整備すべき治水施設のひとつに明記されている。

また、平成18年度には、特定都市浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域の指定を受け、同法に基づき策定した寝屋川流域水害対策計画においても、寝屋川北部地下河川は、河川管理者が整備する主要な施設のひとつに位置づけている。これらの計画に基づき、寝屋川北部地下河川は、平成2年度から整備に着手し、現在に至っている。

なお、河川法第79条に基づく認可は、平成29年8月に、河川整備計画は平成27年3月に、寝屋川流域水害対策計画は平成26年8月に、それぞれ更新等を行っている。

また、寝屋川北部地下河川は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき平成3年2月22日に都市計画河川の決定がされていたが、一般国道1号淀川左岸線延伸部が一部並走することになったため、平面ルート、及び縦断線形の変更を平成29年3月23日に都市計画の変更を行った。また、都市計画変更に係る説明会を大阪市鶴見区、

城東区、都島区、守口市において、広報誌等で周知し開催を行い、都市計画変更の概要とともに、大深度地下空間の活用を図ることを説明している。

なお、寝屋川北部地下河川ルート直上にある全ての住民、事業所等を対象とした支障物件調査に合わせて、事業者である大阪府の職員が個別訪問により本事業の計画や大深度地下の使用に関する説明資料を配布し、可能な限り住民等への説明と、事業に対する住民からの意見を得る機会を持つように努めた。

表-1.2 寝屋川流域における認可等の変遷

認可日	河川法	特定都市河川浸水被害対策法	都市計画法
昭和63年	総合治水対策特定河川に指定		
平成2年4月	寝屋川流域整備計画を策定 ※寝屋川北部地下河川の整備着手		
平成3年2月			都市計画河川の決定
平成8年2月	河川法第79条に基づく認可(全体計画書)		
平成14年7月	淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画を策定		
平成18年1月		特定都市河川及び特定都市河川流域に指定	
平成18年2月		寝屋川流域水害対策計画を策定	
平成26年8月		寝屋川流域水害対策計画(変更)	
平成27年3月	淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画(変更)		
平成29年3月			都市計画の変更決定
平成29年8月	河川法第79条の認可申請 (高度な技術審査)		